

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-24
処分の種類	容器のくず化等の処分			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第56条第1項			
処分の概要	容器検査に合格しなかった容器を、くず化すべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				